

仕 様 書 (案)

1 件 名

豊島区立朋有小学校・西巣鴨中学校校舎一体型小中連携校および総合体育場の整備等を考える会運営等支援業務請負

2 請負期間

契約確定日から令和8年3月31日

3 履行場所

会議等の開催場所 : 豊島区立朋有小学校または西巣鴨中学校
会議等の事前打ち合わせ : 学校施設課、学習・スポーツ課

4 目 的

豊島区立朋有小学校・西巣鴨中学校校舎一体型小中連携校および総合体育場（以下「複合施設」という。）の整備に係る基本構想・基本計画策定にあたっては、保護者の方やスポーツ施設利用者、地域住民等と協働して施設づくりを行うために、PTA、地域の町会および豊島区スポーツ協会等の利用団体等で構成する考える会（以下「考える会」という。）を開催する。

考える会は、検討内容に応じて分科会を設置することとし、朋有小学校・西巣鴨中学校に関する検討事項においては、地域の町会やPTA等で構成する部会（以下「小中学校施設検討部会」という。）で、スポーツ施設に関する検討事項は豊島区スポーツ協会等の利用団体で構成する部会（以下「スポーツ施設検討部会」という。）で検討する。そして、複合施設全体に関わることは、小中学校施設検討部会とスポーツ施設検討部会の両部会で構成される全体会（以下「全体会」という。）で検討する。

本業務は、考える会を円滑に運営し、その運営を通して保護者やスポーツ施設利用者、地域住民等の意見を反映させた基本構想・基本計画案を策定することを目的とする。

5 請負業務

(1) 会議企画・運営等支援業務

- ①考える会の会議運営（企画・指導・運営支援・技術的助言・意見整理・方向付け・資料作成等）
- ②考える会の会議録（意見要旨：様式指定なし）の作成
- ③地域説明会への出席及び記録、資料作成、技術的支援

(2) 考える会ニュースの作成業務

考える会ニュースの企画、原稿作成（印刷、配布を除く）

*仕様：A3版両面2つ折り 計4ページ

- (3) 提言書案の作成支援業務
 - ・考える会に基づいた提言書案の企画、原稿作成、製本
 - ・提言書案の作成においては、別紙1「整備予定地の条件」を踏まえて作成すること。
- (4) 豊島区立朋有小学校・西巣鴨中学校建替え等に関するアンケート調査の実施業務
 - ・アンケート調査の企画、原稿作成、集計（印刷、配布、回収を除く。）
 - 配付対象：生徒、保護者、教職員、地域住民（対象により内容が異なる場合がある。）
- (5) ボリューム模型作成
 - 考える会の意見に基づき想定される建築の配置・規模・形態等のイメージを議論するために、会議資料のひとつとしてボリューム模型を作成する。必要により複数案を作成する。
- (6) 基本構想・基本計画案策定支援業務
 - 提言書に基づいて、施設整備のための基本構想・基本計画案の策定支援を行う。
 - （技術的助言、情報整理、資料作成等）

6 請負業務に関わる会議等の開催予定

請負業務に関わる会議等は以下の通り開催する。ただし、会議の開催ごとに事前および事後の打合せ等を含むものとする。なお、開催回数は増減する場合がある。

- (1) 考える会
 - 実施方針：内容に応じて、小中学校施設検討部会とスポーツ施設検討部会に分けて開催する。
 - 両部会の検討内容の共有及び共通事項の検討のために、定期的に全体会を開催する。また、考える会の検討状況に応じて、考える会ニュースを4回程度発行する。

会議	20回程度（合計）
【内訳】小中学校施設検討部会	7回程度
スポーツ施設検討部会	7回程度
全体会	6回程度

 - 開催場所（予定）：朋有小学校内または西巣鴨中学校内
 - 開催時間（予定）：平日 18時～21時頃
- (2) 地域説明会 2回程度

7 成果物

- (1) 報告書
 - ①報告書内容
 - 会議資料、会議記録、収集資料等を整理及び編集したもの
 - ②仕様（様式指定なし）
 - A4判 タテ 横書き
- (2) 提言書

①内容

関係施設の現況、整備等に係る条件等の整理、整備等の基本構想に係る提言、地域との関係性、必要性などをまとめたもの

②仕様（様式指定なし）

A4判 タテ 横書き

(3) 基本構想・基本計画

①内容

考える会の提言書や周辺地域の現状、朋有小学校・西巢鴨中学校及び総合体育場の現況等を踏まえて、本施設の改築方針・コンセプトや施設の構成（諸元表）、全体計画や施設の機能などの施設整備計画をまとめたもの。

②仕様（様式指定なし）

A4判 タテ 横書き

(4) 提出部数

報告書：1部（ファイル綴じ）

提言書：3部（製本）

基本構想・基本計画：3部（製本）

電子データ（CD-R等）：1部

(5) 納入場所

豊島区教育委員会事務局教育部学校施設課

※提出物の著作権は、区に所属する。

8 支払方法

検査合格後、請求日より起算して30日以内に一括で支払う。

9 その他

(1) 受託者は、本件業務の全部または主たる業務を第三者に再委託してはならない。

(2) 個人情報の取り扱いについては、別紙2「個人情報特記事項」のとおりとする。

(3) 6か月に1回、受託者は個人情報の取扱いの遵守状況について報告すること。

(4) 請負業者はこの業務に従事する職員の健康管理に留意し、業務に支障のないようにすること。

(5) 受託者は、作業および打ち合わせ等で学校へ入校する際、会社名・氏名等を明記した名札や腕章等を着用すること。

(6) 本契約の履行に当たって自動車を使用する場合は、自動車の種類はディーゼル自動車以外の自動車（天然ガス車、LPG車、ガソリン車等）又は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）に適合するディーゼル自動車を使用すること。

なお、ディーゼル自動車を使用する場合は、適合の確認のために、当該自動車の自

自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

また、業務履行、書類提出、打合せ等で本庁舎に来庁する場合の駐車場に掛かる費用については受託者の負担とする。

- (7) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成 30 年条例第 86 号）を遵守し、また、豊島区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 5 月 31 日施行）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (8) 本契約の履行に当たっては、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」、「豊島区男女共同参画推進条例」及び「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」を踏まえ、性自認及び性的指向に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (9) 受託者は、常に業務従事者の健康管理に留意の上、健康状況を把握し、業務に支障がないようにすること。
- (10) 監督員（豊島区）は、履行状況を確認するとともに必要な監督を行うものとする。
- (11) 契約締結後、業務計画書を作成し業務着手前に区に提出すること。
- (12) 本件の解釈について疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

豊島区教育委員会事務局教育部
学校施設課学校改築推進グループ：高橋・井上
TEL 03-4566-2789 FAX 03-3980-7200

整備予定地の条件

1. 整備予定地概要

(1) 建築予定地の概要

所在地	東京都豊島区東池袋四丁目 40 番 1 号 (住居表示)
敷地面積	朋有小学校敷地：7,141.85 m ² 総合体育場敷地：15,390.72 m ² (東池袋雨水調整池階段室の敷地 [105.62 m ²] を含む。なお、この階段室の敷地は本計画の申請敷地には含めない。) 合 計：22,532.57 m ²
接道状況	東側区道：建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号道路 (告示建築線) 指定幅員：6.363m 西側区道：建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号道路 (告示建築線) 指定幅員：18m 北側区道：建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号道路 (告示建築線) 指定幅員：8m 南側区道：建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号道路 (告示建築線) 指定幅員：11m ※ 上述の区道は全て建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号の公道でもある。
用途地域	第一種住居地域、商業地域 (春日通りから 30m の範囲)

(2) 建築予定地周辺の状況・建築予定地の現況平面図

当該敷地は、都電荒川線「向原駅」から徒歩約 3 分 (距離：約 200m) の場所に位置している。周辺施設として、南側にはとしまみどりの防災公園 (IKE・SUNPARK) と東京国際大学池袋キャンパス、西側には豊島郵便局と豊島消防署が位置している。

また、敷地北側は中高層のビル群を挟んで春日通りが通っており、東側は住宅地となっている。



(3) 地域地区の条件

用途地域	第一種住居地域	商業地域
建ぺい率	60%	80%
容積率	400%	600%
道路斜線 (斜線勾配)	1.25	1.5
防火地域	防火地域	防火地域
高度地区	なし	なし
日影規制	なし	なし

(4) 東池袋雨水調整池について

現・総合体育場の敷地内の地下には雨水調整池が存在している。この調整池は本建替え等計画後も既存のまま使用し続けるので、複合施設については調整池に影響が出ないように配置、工法等を計画する必要がある。



2. 整備建物（想定）※考える会の検討内容によっては変更となる可能性がある。

(1) 整備予定建物

- ① 豊島区立朋有小学校・西巣鴨中学校校舎一体型小中連携校
- ② 豊島区立総合体育場
 - ・屋内スポーツ施設（卓球場、弓道場、アーチェリー場、テニスコート）
 - ・野球場（屋外）

(2) 各施設規模（想定）

- ① 豊島区立朋有小学校・西巣鴨中学校校舎一体型小中連携校：延床面積 21,000 m²程度
- ② 豊島区立総合体育場
 - ・屋内スポーツ施設（卓球場、弓道場、アーチェリー場、テニスコート）：延床面積 7,000 m²程度
 - ・野球場：10,726 m²（屋外・2面）※現状

個人情報特記事項

(基本的責務)

第1条 豊島区立朋有小学校・西巢鴨中学校校舎一体型小中連携校および総合体育場の整備等を考える会運営等支援業務請負契約（以下「本契約」といい、次条以下においては、本個人情報特記事項を含む。）に基づく運営等支援業務の受託事業者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する豊島区（以下「甲」という。）の施策に協力するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、受託業務の処理に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を害することのないよう最大限配慮し、関係法令及び本個人情報特記事項を遵守しなければならない。なお、本契約と本個人情報特記事項に矛盾抵触がある場合には、第2条第1項各号に掲げる個人情報（以下「取り扱う個人情報」という。）に関する限り、本個人情報特記事項が優先するものとする。

(取り扱う個人情報の範囲等)

第2条 乙は、受託業務の処理に当たっては、次に掲げる個人情報に限り取り扱うことができるものとし、当該個人情報以外の個人情報の収集、保有、使用その他の取扱いをしてはならない。

(1) 受託業務の処理のために甲から提供される次の個人情報

- ア 氏名
- イ 住所
- ウ 電話番号
- エ 所属団体

(2) 受託業務の処理のために収集する次の個人情報

- ア 役職
- イ 発信内容
- ウ その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、収集に当たって事前に甲と協議し、甲の承認を得たもの

2 乙は、受託業務に係る個人情報を取り扱う作業責任者及び作業従事者の氏名を、あらかじめ甲に報告しなくてはならない。変更するときも、同様とする。

(個人情報に関する秘密保持)

第3条 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報を第三者（乙の子会社又は関係会社を含む。以下同じ。）に提供又は漏えいしてはならず、乙はかかる者がこれを遵守することを確保しなければならない。

2 本条の定めは、本受託業務終了後も同様とする。

(目的外利用の禁止)

第4条 乙は取り扱う個人情報を本受託業務の目的以外の目的で利用してはならない。

(再委託の制限)

第5条 乙は、本受託業務の処理を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、事前に甲から書面による承認を受けたときは、受託業務の一部（主たる業務を除く）を再委託できるものとする。

2 受託業務において、個人情報を取り扱う再委託に係る第1項ただし書の承認を受けようとするときは、乙は、(1)再委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面による確認、(2)委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されていることの書面による確認、(3)再委託先の選定の参考情報として、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況、情報セキュリティ監査の実施状況等の書面による確認、(4)個人情報のアクセスを認めるために必要なセキュリティ要件を充足していることの書面による確認を行い、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう再委託先を選定しなければならず、また、再委託先との契約締結においては、本契約における個人情報の取扱いに関する乙の義務と同程度の義務を再委託先に課さなければならない。

3 乙は、前項の場合には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託において取り扱う情報等を明記した再委託に関する協議（承諾申請）書に、再委託先との契約書案及び前項の各書面を添付して甲に提出し、書面により承認を得た上で、再委託先と当該契約書案に従った契約を締結し、締結済みの契約書を再度甲に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は、本契約に基づく乙の一切の義務（監査等に関する事項を含む。）を再委託先が遵守する旨を再委託先との契約書において明記するとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

5 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を本個人情報特記事項に準じて監督するとともに、監督の状況を少なくとも本契約期間中に1回、実地検査後速やかに報告し、また甲の求めに応じて、速やかに報告しなければならない。

6 乙は、再委託先が乙の子会社又は関係会社である場合も、再委託先に対し、本条で規定する乙が再委託に求めるべき事項を同様に求めなければならない。

(複写又は複製の制限)

第6条 乙は、取り扱う個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、事前に甲から書面による承認を受けたときは、この限りでない。なお、乙は、複写又は複製された情報も取り扱う個人情報に含まれるものとして本個人情報特記事項上の義務を遵守しなければならない。

(安全管理措置)

第7条 乙は、甲から取扱いを委託された個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止のために、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。具体的な安全管理措置の内容については、甲乙協議の上で別途書面にて定める。

2 乙は、安全管理措置を徹底するため、受託業務に係る個人情報を取り扱う責任者及び業務従事者を定め、そのものの氏名及び管理体制等をあらかじめ書面により報告しなければならない。変更するときも同様とする。

(業務従事者の管理)

第8条 乙は、個人情報を取り扱う従事者の範囲を限定したうえで、当該従事者が本個人情報特記事項を遵守するよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、受託業務に従事している者に対して、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修又は教育を実施しなければならない。

(セキュリティ対策の整備義務等)

第9条 乙は、受託業務の処理に当たっては、甲から提示された情報セキュリティ要件を遵守し、セキュリティ対策を整備しなければならない。

2 乙は、取り扱う個人情報の安全確保を図るための管理体制を整備しなければならない。特に、受託業務を電子計算機により処理する場合は、不正アクセスやコンピュータウイルス等による個人情報の盗用、破壊、漏えい、改ざん等に対する防御対策を講じなければならない。

(持ち出しの制限)

第10条 乙は、取り扱う個人情報を事業所内から持ち出してはならない。ただし、本受託業務の処理上必要であると認められる場合において、事前に甲から書面による承認を受けたときは、この限りではない。この場合は、持ち出し記録（持ち出し事由・日時・返却日時・担当者等）を作成し、保管場所の確認を行うとともに、甲から提出を要求された場合は速やかに持ち出し記録を提出しなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告)

第11条 乙は、契約履行中において、個人情報の取扱いの遵守状況について甲に報告しなければならない。

(監督に応じる義務)

第12条 甲は、委託業務の処理に関し、監督員による監督その他の監督を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(監査等に応じる義務)

第13条 甲は、前2条の他、乙が委託業務を処理する施設等について立入検査及び調査その他の監査等を実施することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

2 甲は、前項の監査等の一環として、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、乙の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について少なくとも本契約期間中1回以上(契約期間が1年を超える場合は年度ごとに1回以上)、書面検査により確認するものとし、乙は正当な理由なくこれを拒めない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第14条 乙は、本委託業務に関し漏えい等を行うことがないよう必要な措置を講ずるものとし、委託業務に係る個人情報の漏えい等に関し責任を負うものとする。

2 乙は、漏えい等事案が発生した場合又はそのおそれのある場合には、その事案の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事案に関わる個人情報の内容、件数、事案の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

4 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、必要に応じて当該事案に関する情報を公表する。

(委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第15条 乙は、受託業務が終了したとき又は甲から要求されたときは、取り扱う個人情報が記録された資料(データ及び第6条で規定する「複写又は複製したもの」を含む。)等を、速やかに、甲に返却しなければならない。

(契約解除)

第16条 第2条から前条までの規定に違反する行為があったときは、甲は本契約を解除することができる。なお、甲による解除は、甲から乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げない。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第17条 第2条から第15条までの規定に違反する行為によって、甲又は第三者が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

(存続条項)

第18条 本受託業務の終了後も、第3条（個人情報に関する秘密保持）、第4条（目的外利用の禁止）、第5条（再委託の制限）第4項、第6条（複写又は複製の制限）から第10条（持ち出しの制限）まで、第12条（監督に応じる義務）から第15条（委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却）まで、及び第17条（損害賠償）から第20条（準拠法）までの規定は、有効に存続する。

(管轄裁判所)

第19条 本契約に関する甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第20条 本契約は、日本法に従って解釈され、本契約に関する紛争は日本法に従って処理されるものとする。